

## ■介護定期郵便貯金規定

### 1 介護定期郵便貯金

介護定期郵便貯金（次条、第3条及び第4条において「この貯金」といいます。）は、廃止前の日本郵政公社の介護定期郵便貯金規定第1条（介護定期郵便貯金）の要介護者が預入し、同規定により取り扱われていた定期郵便貯金です。

### 2 取扱郵便局等の範囲

この貯金は、特に取り扱わないことを当機構所定の方法により公表した郵便局等（郵便局、株式会社ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は簡易郵便局をいいます。以下この条及び第5条第1項において同じとします。）以外の郵便局等において払戻しができません。

### 3 預入期間が経過する日の前日までの利子

この貯金の利子は、定期郵便貯金の利率に日本郵政公社が定めた年率を加えた利率により計算します。

### 4 規定の適用

この貯金には、本規定のほか、「定期郵便貯金規定」が適用されます。ただし、定期郵便貯金規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

### 5 規定の改定

(1) 本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を郵便局等の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

#### 附 則

（実施期日）

1 この規定は、平成19年10月1日から実施します。

（経過措置）

2 この規定の実施前に、日本郵政公社が発行し預金者に交付した利用者証は、当機構が交付した利用者証として取り扱います。

#### 附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年9月30日から実施します。